政令第百三十七号

国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第二条第二項及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第八十九条第七項」を「第三十七条の十三第十一項（同法第三十七条の十三の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十九条第七項」に改め、同条に次の一号を加える。

二十一　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項から第三項まで又は第三十九条第二項、第三項若しくは第七項の規定による還付金

附則第十四項中「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に、「千分の八百九十」を「千分の九百十」に改める。

附則第十六項中「第十一条第二項」の下に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十九条第二項」を加え、「同法」を「たばこ税法」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に、「千分の九百四十六」を「千分の九百五十一」に、「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の五十四」を「千分の四十九」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条に一号を加える改正規定及び次項の規定　令和八年四月一日

二　附則第十四項の改正規定及び附則第十六項の改正規定並びに附則第三項の規定　令和九年四月一日

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例）

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第六十六条第五項又は第六項（これらの規定を同条第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二条第九号に掲げる還付金とみなす。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間における改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第十四項及び第十六項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	附則第十四項	千分の九百十	千分の八百九十九
		千分の九十	千分の百一
	附則第十六項	千分の九百十	千分の八百九十九
		千分の九百五十一	千分の九百四十八
		千分の九十	千分の百一
		千分の四十九	千分の五十二
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	附則第十四項	千分の九百十	千分の九百五
		千分の九十	千分の九十五
	附則第十六項	千分の九百十	千分の九百五
		千分の九百五十一	千分の九百五十
		千分の九十	千分の九十五
		千分の四十九	千分の五十

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百三十八号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂